

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
コートジボワール	コートジボワール共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とコートジボワール共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	700,000千円 -----	H24.2.24 アビジヤ ンで (同日)	日本側 井上蓮在 コートジボワール側 ダニ エル・カフラン・ダンカ ン國務大臣兼外務大臣	H24.3.23 82号
コートジボワール	食糧援助に関する日本国政府と コートジボワール共和国政府と の間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	570,000千円 H25.3.31まで	H24.12.20 アビジヤ ンで (同日)	日本側 井上蓮在 コートジボワール側 シヤ ルル・コフアイ・デ イビ外務大臣	H25.1.9 7号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。